

天理市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市契約規則の一部を改正する規則

天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「		
	130万円		200万円	
	80万円		150万円	
	40万円		80万円	
	30万円	を	50万円	に改める。
	30万円		30万円	
	50万円		100万円	
」		」		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。